



平成 20 年 5 月 19 日

各 位

会社名 デリカフーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 館本 勲武
(コード番号 3392 東証第二部)
問合せ先 取締役経営企画部長 澤田 清春
(TEL. 03-3858-1037)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 20 年 6 月 26 日開催予定の第 5 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 21 年 1 月に実施が予定されております株券の電子化では、端株は振替株式にならないため、端株を発行している上場会社は施行日までに端株を廃止する必要があります。そのため、端株を発行している当社は、一株に満たざる端株を端株として端株原簿に記載または記録しない旨の定款変更を行い、端株を廃止することとしました。これに伴い、端株に関する規定を削除するものです。

また、本定款変更の効力発生日は平成 20 年 6 月 26 日といたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株式および端株 (株主名簿管理人) 第 9 条 当社は、 <u>株式および端株につき株主名簿管理人を置く。</u> 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	第 2 章 株式 (株主名簿管理人) 第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 当会社の株主名簿、<u>端株原簿</u>、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式および<u>端株</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p>	<p>3. 当会社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、<u>端株原簿への記載または記録</u>および<u>端株の買取</u>、その他株式および<u>端株</u>に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p>
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 41 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および同日の最終の<u>端株原簿に記載または記録された端株主</u>に対し行う。</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 41 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第 42 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および同日の最終の<u>端株原簿に記載または記録された端株主</u>に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第 42 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>

以 上